

荒川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱

平成 7 年 5 月 1 8 日 制定
7 荒地区 発第 7 1 号
(区 長 決 定)
平成 1 1 年 4 月 2 8 日 一部改正
平成 1 8 年 3 月 2 7 日 一部改正
平成 2 6 年 2 月 2 7 日 一部改正
平成 2 7 年 8 月 3 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設(以下「葬祭場等」という。)の設置計画及び管理運営に関し、必要な指導内容を定め、葬祭場等の設置する事業主及び近隣関係住民等の相互に協力を求めることにより、葬祭場等の設置に伴う紛争を未然に防止し、地域の良好な住環境並びに生活環境等の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 葬祭場とは、業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (2) 遺体保管所 業として遺体を保管(運送契約に基づき一時保管するものを含む。)する施設(当該施設内に葬儀を行う施設を有しないものに限る。)をいう。
- (3) エンバーミング施設 業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設(当該施設内に葬儀を行う施設を有しないものに限る。)をいう。
- (4) 葬祭場等の設置 葬祭場等の設置とは、建築、用途変更等により葬祭場等を設置することをいう。
- (5) 近隣関係住民等 近隣関係住民等とは、葬祭場等の敷地境界から 1 0 0 m 以内に居住する者及び土地又は建築物の権利を有する者、並びに、関係町会又は自治会等をいう。

(事業主の責務)

第 3 条 事業主は、葬祭場等の設置及び管理運営にあたっては、周辺の住環境並びに生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

(近隣関係住民等の責務)

第 4 条 近隣関係住民等は、事業主から葬祭場等の設置に伴い、その計画内容等について事前の説明の申出等があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(事前協議)

第 5 条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、当該事業の計画内容及びこの要綱に定める事項について、事前申出書(第 1 号様式)を区長に提出し協議するものとする。

2 前項の計画内容で協議を必要とする事項は、この要綱に定める「近隣関係住民等との調和」、「環境整備事項」、「管理運営事項」及びその他事業の重要な計画内容とする。

3 事前申出書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 計画概要書
- (2) 案内図
- (3) 公図写・敷地求積図
- (4) 土地利用計画図・配置図
- (5) 各階平面図・立面図・断面図
- (6) 管理運営関係書類
- (7) その他、区長が必要と認め指示する図書等

4 事業主は、区長との協議で合意に達した場合は、合意事項について協定書（第2号様式）を作成し各1通ずつ保有するものとする。

（事前公開）

第6条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年荒川区条例第34号。以下「紛争予防条例」という。）の規定に基づき標識を設置する場合を除き、建築に係る計画等の周知を図るため。当該建築物の敷地の見やすいところに標識（第3号様式）を設置し、区長に標識設置届（第4号様式）を提出するものとする。

2 前項の標識は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づく建築確認申請等の手続を行おうとする日の少なくとも20日前から（建築確認申請等の手続が必要でない場合は、第7条に定める説明会等を行う日以前から）第10条に定める工事完了の報告をした日までの間、設置しなければならない。

3 第1項の標識の設置場所、設置方法及び標識の記載事項の変更は、紛争予防条例及び荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和54年荒川区規則第5号）の規定を準用する。

（近隣関係住民等との調和）

第7条 事業主は、葬祭場等を設置する場合は標識を設置した日から10日以内に、近隣関係住民等に対しその計画の内容について説明会等の方法により周知するとともに、近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。

2 事業主は、前項の説明会等を行った時は、その内容について区長に報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

3 事業主は、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するよう努めるものとし、その内容等について環境整備及び管理運営事項と共に、近隣関係住民等と協定を締結するものとする。

4 事業主は、事業によって生じたすべての紛争の解決について誠意をもってあたるものとする。

（環境整備事項）

第8条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めなけれ

ばならない。

- (1) 当該建築物は、原則として有効幅員 6 m以上の道路に接すること。
- (2) 接道部及び敷地内は荒川区みどりの保護育成条例(昭和 55 年荒川区条例第 7 号)の規定に基づいて緑化の推進に努めること。
- (3) 自動車駐車場は、原則として葬祭場等の用に供する部分の延べ床面積 1 0 0 m²あたり 1 台以上、当該台数が 5 台未満になる場合は 5 台以上を、当該建築物の敷地内等に確保すること。
- (4) 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例(平成 9 年荒川区条例第 4 0 号)に基づき敷地内に駐輪場を確保すること。

2 増築計画については、前項の規定に基づき敷地全体における将来計画を示すとともに、増築に係る部分の事業規模に応じた整備を行わなければならない。

(管理運営事項)

第 9 条 事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) 花環の設置は敷地内のみとし、接道部分には設置しないこと。
- (2) 通夜、告別式等は、当該建築物の敷地内で行うこと。
- (3) 建築物内外の音又は臭い等については、できるだけ周囲に影響のないよう防音・防臭等に配慮すること。
- (4) 計画地の道路状況により、交通渋滞等が予測される場合は、会葬者の自動車による来場を、自粛するよう指示するとともに、事故の防止に努めること。
- (5) 計画地の周辺地域内に商店街等が隣接している場合は、会葬その他により、営業の妨げになる行為等のないよう努めること。
- (6) 施設及び周辺地域に過大な広告物等の掲示は行わないこと。
- (7) 建築物等の管理を適切に行うとともに、近隣関係住民等から管理運営方法等についての苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応がとれるよう体制を整えること。
- (8) その他近隣関係住民等の生活環境に配慮し、事業により影響を及ぼす恐れがある場合は、当事者間で十分協議を行うこと。

(工事完了の報告)

第 10 条 事業主は、当該葬祭場等の設置が完了した時点で、区長に対して遅滞なく工事完了の報告(第 6 号様式)をするものとする。

(計画変更及び事業主変更)

第 11 条 事業主は、計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに変更届(第 7 号様式)を区長に提出するものとする。

2 事業主は、当該設置計画又は設置する葬祭場等を譲渡又は賃貸する場合は、この要綱に基づき協定した内容等について、譲受人又は賃借人に周知し、これを遵守するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は実施細目等で、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

荒川区葬祭場等の設置に関する 環境指導要綱実施細目

7 荒地区発第 7 5 号
制定 平成 7 年 5 月 2 2 日
(地域振興部長決定)
平成 11 年 4 月 28 日一部改正
平成 18 年 3 月 27 日一部改正
平成 27 年 3 月 20 日一部改正
平成 27 年 8 月 3 日一部改正

この実施細目は、「荒川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱」の実施に関し、必要な事項を定める。

1 協定の締結

第 5 条第 4 項に規定する協定書は、次の書式によるものとする。

- (1) 協定書 (第 2 号様式)
- (2) 計画概要書
- (3) 案内図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 各階平面図
- (6) 求積図

2 締結の時期

第 5 条第 4 項の規定による協定の締結は、第 7 条第 2 項の規定に基づく報告書の提出後に行うものとする。ただし、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく建築確認申請等の手続きが必要な場合は、その手続きを行う前とする。

3 図書等の作成

- (1) 第 5 条に掲げる図書、第 1 0 条に基づく工事完了報告書および第 1 1 条に基づく計画変更届は、「荒川区市街地整備指導要綱」の適用を受ける場合には、その図書とあわせて作成することができるものとする。
- (2) 第 5 条第 3 項に規定する図書の作成方法は、「荒川区市街地整備指導要綱」を準用する。

4 事務の所管等

- (1) 「荒川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱」および実施細目に関する事務は、区民生活部区民課が処理する。ただし、第 5 条第 4 項の規定による協定の締結に際しては、防災都市づくり部都市計画課、防災街づくり推進課、建築指導課と協議する。
- (2) 近隣関係住民等と事業主との紛争の予防と調整に関する事務は、必要に応じて協定締結後も行うものとし、区民生活部区民課が処理する。

(3) 本要綱および実施細目に定めのない事項等については、関係部課が協議し対応するものとする。

附 則

この細目は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

事前申出書

年 月 日

荒川区長殿

（事業主）住所

氏名 印

電話（ ）

（法人にあっては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

荒川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱第5条の規定に基づき、下記の設置計画について、事前の申し出をいたします。

記

設置計画の概要	葬祭場等の位置	（地名地番）荒川区 丁目 番地		
		（住居表示）荒川区 丁目 番 号		
	葬祭場等の名称	（仮称）	建築物の主要用途	
	工事種別 （該当するものに 印をしてください）	新築 改築 増築 用途変更 使用方法変更 用途変更、使用方法変更の場合の変更前の用途 （ ）		
	工事予定	着工 年 月 日	完了 年 月 日	
	葬祭場等の種別	葬祭場 ・ 遺体保管所 ・ エンバーミング施設		
	設計者	住所 氏名	連絡者氏名 電話	
工事施工者	住所 氏名	連絡者氏名 電話		
備考			受付欄	
			受付 年 月 日	
			NO	

印のある欄は記入しないでください。
（注）事業主または本計画書の内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更の届出を行うこと。

別記様式

葬祭場等設置計画概要書

1 計画の概要

用途地域	種別	構造	階数	高さ
(1) 第2種住居専用地域 (2) 住居地域 (3) 準工業地域 (4) 工業地域 (5) 商業地域 (6) 近隣商業地域	(1) 新築	(1) W	地上 階	日影 対・非 m
	(2) 改築	(2) S	地下 階	
	(3) 増築	(3) RC		
	(4) その他	(4) SRC		
	用途変更	(5) その他		
	使用方法			
敷地面積 m ²	建築面積 m ²		延べ床面積 m ²	
	建ぺい率 %		容積率 %	
葬祭場等面積	事務所面積	その他の面積	駐車場台数	緑地
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

2 設置及び管理運営にあたっての対応策

	項 目	対 応 策 (要 旨)
環 境 整 備 事 項	接 道 条 件	
	緑 化 の 推 進	
	自 動 車 駐 車 場	
	自 転 車 駐 輪 場	
	そ の 他	
管 理 運 営 事 項	花 環 設 置 制 限	
	通 夜、告 別 式 等 の 場 所	
	防 音・消 臭 対 策	
	交 通 渋 滞 及 び 事 故 防 止 対 策	
	公 告 物・掲 示 物 の 管 理	
	そ の 他	
	管 理 体 制	管理者氏名 所属・電話

第2号様式（第5条関係）

協 定 書

荒川区 丁目 番 号に建設する
については荒川区（以下「甲」という。）と事業主 （以下「乙」とい
う。）は、「荒川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱」（以下「指導要綱」という。）に
基づき協定を締結する。

記

（総 則）

第1条 乙は、指導要綱第1条に定める目的に協力するものとし、将来にわたって指導要綱
の趣旨及び本協定内容を遵守するものとする。

（施設環境の整備）

第2条 乙は、指導要綱第8条の規定に基づき、当該施設の環境整備を行うものとする。

（管理運営）

第3条 乙は、指導要綱第9条の規定に基づき、当該施設について計画概要書のとおり、管
理運営を行うものとし、事業により近隣関係住民等の生活環境に影響を及ぼす恐れがある
場合には、当事者間で十分協議を行うこと。

（近隣関係住民等との調和）

第4条 乙は、当該事業地及び周辺地域の生活環境並びに商業環境等に及ぼす影響に十分配
慮し、近隣関係住民等との良好な近隣関係を損なうことのないよう誠意をもって対応する
こと。

2 乙は、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するよう努めるものとし、その内容等につ
いて環境整備及び管理運営事項と共に、近隣関係住民等と協定を締結するものとする。

（計画変更及び事業主変更）

第5条 乙は、計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに甲にその旨
を申し出るものとする。

（譲受人等への周知）

第6条 乙は、当該設置計画又は設置する葬祭場等を譲渡又は賃貸する場合は、この協定書の
内容等について、あらかじめ書面により譲受人又は賃貸人に周知するとともに、甲に書面
の写しを提出するものとする。

（事業完了の報告）

第7条 乙は、当該施設の設置が完了した時点で、甲に対して遅滞なく完了の報告を行うも
のとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙とが協議するものとする。

以上、協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 荒川区長

乙 事業主
住所
氏名

第3号様式

90cm以上

葬祭場等設置計画のお知らせ				
葬祭場等の名称				
建築敷地の地名地番				
建築物の概要	用途		敷地面積	m ²
	建築面積		延べ面積	m ²
	構造		基礎工法	
	階数	地上 階地下 階	高さ	m ²
	葬祭場等の種別	葬祭場 ・ 遺体保管所 ・ エンバーミング施設		
着工予定		年 月 日	完了予定	年 月 日
事業主	住所 氏名	電話 ()		
設計者	住所 氏名	電話 ()		
施工者	住所 氏名	電話 ()		
標識設置年月日		年 月 日		
この標識は、荒川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱第6条第1項の規定により設置したものです。 (連絡先) 電話 ()				

90cm以上

(備考) 設置する標識については、白地に黒色で表示したものとする。

第4号様式（第6条関係）

標 識 設 置 （ 変 更 ） 届				
平成 年 月 日				
荒 川 区 長 殿		(事業主)住 所		
		氏 名		
		電話()		
		(法人にあっては、その事務所の所在地及び名称ならびに代表者の氏名)		
下記葬祭場等の設置に係る標識を		年 月 日に設置(変更)したので、		
荒川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱第6条第1項の規定に基づき届け出ます。				
この設置(変更)届に記載の事項は事実と相違ありません。				
記				
葬祭場等の名称				
設計者住所・氏名				
施工者住所・氏名				
敷 地	地名・地番			
	用途地域			
主要用途				
葬祭場等の種別		葬祭場 ・ 遺体保管所 ・ エンバーミング施設		
工事種別				
建 築 物	高さ	m PHを含む m		
	階数	地上 階 地下 階		
	構造			
	基礎工法			
敷 地 規 模 等	\	計画に係る部分	計画以外の部分	合 計
	敷地面積			㎡
	建築面積	㎡	㎡	㎡
	延べ床面積	㎡	㎡	㎡

(備考) 設置又は変更届については、標識を設置又は変更した日から起算して、7日以内に正副2通を提出するものとする。

(案内図)

(標識設置位置図)

標識設置状況 (遠影及び近影の写真をのりづけすること)

第6号様式(第10条関係)

工 事 完 了 報 告 書

平成 年 月 日

荒 川 区 長 殿

(事業主)住 所

氏 名

電話()

(法人にあつては、その事務所の所在地
及び名称ならびに代表者の氏名)

荒川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱第10条の規定に基づき、下記葬祭場等の
工事が完了したので報告します。

記

葬祭場等の名称			
葬祭場等の位置	(住居表示) 荒川区 (地 番) 荒川区	丁目 丁目	番 番 号
工 事 完 了 日	年 月 日		
設 計 者	住 所 氏 名	連絡者氏名 電話()	
施 工 者	住 所 氏 名	連絡者氏名 電話()	
受 付 欄		検 査 欄	
年 月 日 NO	現場調査 年 月 日		

印のある欄は記入しないでください。

第7号様式（第11条関係）

計 画 変 更 届

平成 年 月 日

荒 川 区 長 殿

（事業主）住 所

氏 名

電話（ ）

（法人にあつては、その事務所の所在地
及び名称ならびに代表者の氏名）

荒川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱第11条の規定に基づき、計画の内容を下記
のとおり変更いたしたく別添図書とともにお届けいたします。

記

葬祭場等の名称			
葬祭場等の位置	（住居表示）荒川区 （地 番）荒川区	丁目 丁目	番 号 番
工 事 予 定	着工 年 月 日	完了	年 月 日
設 計 者	住 所 氏 名	連絡者氏名 電話（ ）	
施 工 者	住 所 氏 名	連絡者氏名 電話（ ）	
変 更 事 項			
受 付 欄	年 月 日 NO	備 考	

印のある欄は記入しないでください。